

第一種貨物利用運送事業の登録の処理方針等について

貨物利用運送事業の形式的要件をみたしているかどうか、過去の犯罪歴や法人への違反性、最低限必要な施設及び財産的基礎という必要最小限の客観的な要件への適合性についてのみ確認します。

利用運送機関の種類ごとに、事業運営の実態、取引形態、商取引慣行等について違いがあり、それぞれ事業運営能力の特性があるので、登録の審査の具体的内容については、利用運送機関別にそれぞれの事業の特性に応じた処理方法とします。

・利用運送機関の種類

鉄道貨物運送、航空貨物運送、貨物自動車運送、外航海運、内航海運に区分け

登 録 確 認 項 目

1. 事業遂行に必要な施設

使用権限のある営業所、店舗を有していること。

施設の使用権限を証する書類（様式例参照）の添付をもって、使用権限を有するものと認めるものとする。

の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式例参照）の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適正に処理したものとす。

保管施設を必要とする場合は、使用権限のある保管施設を有していること。

に同じ

の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

に同じ

の保管施設の保管能力、構造及び設備が適切であること。

当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。

2. 財産的基礎

純資産300万円以上を所有していること。

純資産（貨物利用運送事業法施行規則第7条の基準資産額をいう。以下同じ。）については、既存法人の場合は、直近事業年度における貸借対照表、法人を設立しようとするもの（以下「新設法人」という。）の場合は、株式の引受け又は出資の状況及

び見込みを記載した書類、個人の場合は、財産に関する調書により、同法施行規則第8条の規定に基づく基準資産額を算定するものとする。

3. 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

登録拒否要件については、貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例参照）を添付させるとともに、既存法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに役員又は社員の名簿及び履歴書、新設法人の場合は、定款又は寄付行為の謄本又はこれらの案並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、個人の場合は、戸籍抄本及び履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第6条第1項第4号の「役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むものとする。